

本市の雇用継続支援補助金の概要

1 国の雇用調整助成金(通常時と新型コロナウイルス感染症拡大に係る特例措置)(令和2年4月30日現在)

	通常時	特例措置
①対象事業者	事業所設置後1年以上の雇用保険が適用される会社・個人事業主	雇用保険適用で新型コロナウイルスの影響を受ける会社・個人事業主
②対象従業員	雇用保険に6か月以上加入	新規学卒採用者など加入期間6か月未満の者、雇用保険被保険者でない労働者も含む
③助成率	中小企業 2/3 大企業 1/2	中小企業 4/5 解雇等を行わない場合 9/10 大企業 2/3 解雇等を行わない場合 3/4
④経営状況	直近3か月の売上高などが前年同月比10%以上減	直近1か月の売上高などが前年同月比5%以上減
⑤休業等実施計画書	事前提出	事後提出可

※ 雇用保険被保険者とは労働時間20時間以上、雇用見込みが31日以上ある者(パート、アルバイト含む)

※「休業手当」について

経営難や今回の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて会社が休業を決めた場合、「使用者」である会社が、休業手当として平均賃金の60%以上の休業手当を支給しなければならない。(労働基準法第26条)

2 本市の雇用継続支援補助金

●目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の雇用を維持するための支援を実施する。

●対象者

- ①郡山市に事業所がある中小企業者又は個人事業主であること。
- ②国の雇用調整助成金で、福島労働局の支給決定を受けていること。
- ③納期の到来している市税の滞納がないこと。

(1) 雇用調整助成金の上乗せ助成(予算額 2億5,900万円)

国から企業へ支給される雇用調整助成金に、市が独自に上乗せ助成する。

●助成額 (1事業者あたり年100万円が上限)

国の助成率の区分	市の上乗せ助成金の額	国の動向と市の対応
4/5(80%)の場合	国支給決定額に1/4(20%)を乗じた額	(国)更なる拡充詳細を5月上旬に発表予定 (市)助成割合等の変更を検討
9/10(90%)の場合	国支給決定額に1/9(10%)を乗じた額	

※ 緊急対応期間(4月1日から6月30日まで)の特例措置

(2) 雇用調整助成金に係る申請手数料補助(予算額 5,840万円)

雇用調整助成金申請に係る事務委託手数料を補助する。

●助成額 (1事業者あたり年10万円が上限)

事務委託手数料の2分の1

●補助金交付までの流れ(上乗せ助成及び申請手数料補助)

